

【注意事項】

- ご購入された**端末**は、お支払い方法に関わらず、**初期契約解除制度の対象外**です。
- 月額基本料**については、契約解除手続き（またはMNP転出）完了までの期間を日割りで請求いたします。
- MNP予約番号の有効期間内にMNP転出が完了しない場合、初期契約解除も無効となります。

【補足事項】

- ※受付番号はご契約時に登録されているメールアドレス宛にお送りしている番号となります。
- ※MNPで転入されたご契約者さまは、本申請書に限り受付有効といたします。
- ※個品割賦販売契約または個別信用購入あっせん契約を行っている場合、残債の精算方法をお選びください。

以下、KDDI株式会社の契約に対し初期契約解除申請致します。

受付番号	B																		
契約電話番号	0		0	-															
MNP番号	<input type="checkbox"/> 発行依頼 ※MNP転入ではない新規のご契約で、初期契約解除制度をご利用の場合、MNP番号の発行はできません。																		
割賦契約(分割払い)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒			割賦残債精算方法	<input type="checkbox"/> 一括支払 <input type="checkbox"/> 分割支払継続														

契約者住所

契約者氏名

生年月日 年 月 日

同意欄

 左記注意事項および初期契約解除制度の内容に同意しました

初期契約解除制度の手続方法と内容

【初期契約解除の手続方法】

- 本契約を特定できる事項（受付番号・契約者住所・契約者氏名）を記載した書面を下記住所への郵送等によりご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただきます。

〒163-8511

 東京都新宿区西新宿 2 - 3 - 3 KDDIビル内郵便局私書箱11号
 KDDI株式会社 UQ mobile契約センター

【初期契約解除制度の内容】

- ご契約のUQ mobile通信サービスが利用可能になった日、またはお客様が契約書面を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約(料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします。)の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。**この効力は書面を発送した時に生じます。**
 - 当該書面は、本契約を特定できる事項（受付番号・契約者住所・契約者氏名）を記載のうえ、UQ契約センターへ郵送等によりご提出ください。なお、当該書面のご提出に要する費用は、お客様にご負担いただきます。
 - **ご購入された端末**は、お支払い方法(一括購入/割賦(分割払い))に関わらず、**初期契約解除制度の対象外**です。なお、割賦(分割払い)でご購入された端末の残額は、一括支払い/分割払い継続のいずれかの方法でお支払いください。
 - UQ mobile下取りサービスにより弊社が下取りした端末は、**ご契約時に記載いただいたご住所宛に、郵送にて返却いたします。**
- 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取り扱います。
 - ◆ 新規契約の場合
 - ・SIMパッケージ料等手続きに必要な費用、ユニバーサルサービス料、オプションサービス料及び契約解除までに提供を受けたUQ mobile通信サービス利用料をお支払いいただきます。本契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客さまに返還します。
 - ・オプションサービスに加入されている場合は、初期契約解除と同時に解約となります。
 - ・MNP転入によりご契約されたお客さまのうち、初期契約解除のお申し出と同時にMNP転出※をご希望された方に限り、そのMNP予約番号を発行します。この場合、弊社にMNP転出手数料をお支払いいただきます。
 - ※本契約締結前の状態への復帰（MNP転出元事業者・変更前機種への復帰等）を弊社が保証するものではありません。お客さまご自身で、MNP転出元事業者等への事前確認およびお手続きをお願いいたします。
 - ・月額基本料については、契約解除手続き（またはMNP転出）完了までの期間を日割りで請求させていただきます。
- ◆ 料金プラン変更の場合
 - ・料金プランを変更した時点に遡って変更前の料金プランを適用します。
- 当社が初期契約解除制度について、不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに本契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約を解除することができます。